

※当該事業の要望書については、市区町村の商業振興担当課を経由して各経済産業局へ提出してください。

事業の内容

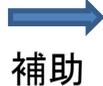
事業の概要・目的

東日本大震災により被害を受けた地域商業の中心的な役割を担う商店街等は、地域コミュニティの担い手としての機能を有しており、商店街等の活性化を図ることは極めて重要です。

このため、賑わい創出に向けて行う施設整備等の被災地復興加速支援、災害に強い商店街の整備等による地域コミュニティの強化等を行うことにより、地域商業の活性化を図ることを目的とします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国



補助

商店街振興組合、商工会議所、商工会、特定非営利活動法人、民間事業者等

○補助率 2 / 3

○補助額 上限：1億円
下限：100万円

事業イメージ

1. 被災地復興加速支援（被災地）

被災地の商店街が賑わい創出のために行う施設整備事業
（例）空き店舗対策、コミュニティバスの整備、子育て支援設備等のコミュニティ施設、被災地物品販売店の整備等



2. 地域コミュニティの強化（被災地及び非被災地）

災害に強い商店街の整備を行う事業
（例）災害時の食糧備蓄倉庫等の設置、商店街施設の耐震強化、地域コミュニティ機能の強化、地域商業の賑わい創出を通じた災害に強い商店街形成等

